金融機関連携協調支援保証

令和パートナー保証

令和partner

保証協会と金融機関が連携し、協調融資を行うことで、
中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達をサポートします。

協調融資の例

保証付融資……3,500万円
金融機関プロパー融資…1,500万円
合計5,000万円の融資

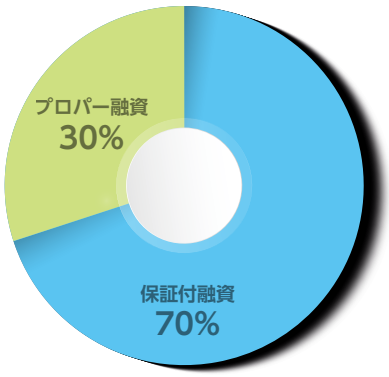

※協調融資イメージ

- 保証限度額……7,000万円※
- 運転資金…… 10年

※保証付融資の限度額です。保証付融資とプロパー融資の協調融資が条件となります。

群馬県信用保証協会

詳しくは裏面へ

金融機関連携協調支援保証　令和パートナー保証

対象者（資格要件）	次のすべての要件を満たす中小企業・小規模事業者。 1 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の決算（確定申告）を行っている。 2 申込金融機関が、今後も積極的に支援、育成を行いたい中小企業・小規模事業者である。 3 【法人】直近決算において、債務超過でない、又は経常利益を計上している。 【個人】直近の確定申告が青色申告で貸借対照表を作成しており、所得金額が3百万円以上である。
資金使途	運転資金（既往借入金の借換を含む。）
保証限度額	７千万円（ただし、一般保証の範囲内）
保証期間	10年以内（据置期間１年以内）
返済方法	均等分割返済
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。 ただし、保証付融資とプロパー融資の連帯保証人は、同一条件とする。
担保	必要に応じて徴求する。 なお、今回の融資に際して、申込人等が新たな担保提供をする場合は、保証付融資とプロパー融資の担保を同一条件とする。
協調融資	本件の実行と同時に、保証付融資と同一期間で、プロパー融資を実行する。プロパー融資の協調割合については、今回の融資総額に対し、３割以上とする。ただし、既往借入金の借換を含む場合は、増額与信部分について、協調割合を適用する。
貸付形式	証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	一般保証の保証料率でご利用いただけます。 区分 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 料率 1.90% 1.75% 1.55% 1.35% 1.15% 1.00% 0.80% 0.60% 0.45% 会計参与設置割引（0.1%）、有担保割引（0.1%）も併用いただけます。 ※保証料率区分は、企業の決算書をCRD（中小企業信用リスク情報データベース）のリスク評価システムを活用して決定されます。
取扱期間	令和元年6月1日～令和4年3月31日
留意点	・本制度は、群馬県信用保証協会独自の保証制度です。 ・通常の保証申込書類のほか、所定の申込人資格要件確認書を添付していただきます。 ・保証審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

ご不明な点は当協会の本店・各支店までお気軽にお問合せください。

本店	保証統括部	保証推進課	TEL 027-231-8875	前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階
	営業部	保証第一課	TEL 027-231-8818	
		保証第二課	TEL 027-231-8819	
高崎支店		保証第一・二課	TEL 027-362-7733	高崎市問屋町二丁目7番地2
桐生支店		保証課	TEL 0277-43-6211	桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階
太田支店		保証課	TEL 0276-48-8811	太田市新井町534番地12

群馬県信用保証協会

ホームページアドレス　https://gunma-cgc.or.jp/